

静岡県告示第575号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条の規定に基づき、掛川市において平成24年3月30日付け県公報第2381号告示第316号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和5年9月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称
大坂沢土砂災害警戒区域 大坂沢土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

=====

静岡県告示第576号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和5年9月26日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称
大坂沢土砂災害警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 区域の表示
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所基盤整備課に備え置いて縦覧に供する。）